ID:　418
担当部署:　建設水道部　建築課 公営住宅係

処分の概要	家賃の徴収
例　規　名 根 拠 条 項	名寄市特定公共賃貸住宅管理条例　第13条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第190号

【根拠条文】

(家賃の納付)

第13条　家賃は、第11条第4項の入居可能日から、特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第30条による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)まで徴収する。

2　家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。

3　入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月分の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割により計算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4　入居者が第29条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

【基準】

根拠条文及び第12条の規定による。

(家賃の決定及び変更)

第12条　特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、市長が定めるものとする。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃の変更をすることができる。

(1)　物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2)　近傍同種の民間賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。

(3)　特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

備考

設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	**最終変更年月日**	令和元年 6 月 21 日